

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和 53 年岩手県告示第 335 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後				
<p>1・2 [略]</p> <p>3 府令別表第 1 の付表の第 1 号に該当する区域 別表第 1 の左欄に掲げる市、町及び村の区域に属する同表の中欄及び右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設（別表第 2 の備考 2 において「学校等施設」という。）の敷地の周囲 80 メートルの区域内の工業地域</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 府令別表第 1 の付表の第 1 号に該当する区域 別表第 1 の左欄に掲げる市、町及び村の区域に属する同表の中欄及び右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設（別表第 2 の備考 2 において「学校等施設」という。）の敷地の周囲 80 メートルの区域内の工業地域</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>4 [略]</p>				
<p>別表第 1</p>	<p>別表第 1</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="145 1137 635 1525"> <p>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</p> </td> <td data-bbox="635 1137 770 1525"> <p>[略]</p> </td> </tr> </table>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</p>	<p>[略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 1137 1326 1525"> <p>大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</p> </td> <td data-bbox="1326 1137 1458 1525"> <p>[略]</p> </td> </tr> </table>	<p>大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</p>	<p>[略]</p>
<p>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</p>	<p>[略]</p>				
<p>大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</p>	<p>[略]</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="145 1570 770 1626"> <p>[略]</p> </td> </tr> </table>	<p>[略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 1570 1458 1626"> <p>[略]</p> </td> </tr> </table>	<p>[略]</p>		
<p>[略]</p>					
<p>[略]</p>					
<p>備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業</p>	<p>備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業</p>				

地域として平成18年6月30日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

地域として平成19年7月2日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。